

美濃国中山道を例とした旅行者の保護政策

橘 敏 夫

はじめに

江戸幕府の5代将軍徳川綱吉政権期の陸上交通政策については、拙稿「貞享2年5月4日の宿駅取締り令と三河吉田藩の対応」において⁽¹⁾、その一端を検討した。同時期の政策のひとつである生類憐みは、陸上交通政策のなかにも取り入れられ、旅行者と馬に対する保護規定として法文化された。このうち前者は、旅行者が行路途中で発病・死亡した場合と、単独で旅行した場合のふたつを内容としている⁽²⁾。ここでは、綱吉政権期以降も法整備が続けられた発病・死亡した場合の取扱いについて取り上げる。

生類憐みの令の端緒を示す触書として、幕府は貞享2年(1685)7月、将軍御成の道筋において犬・猫を繋ぎ置く必要がないことを命じ、同年9月には馬の筋を延ばすことを禁止した。ついで貞享4年正月、人宿や牛馬宿が重病化した労働者や牛馬を死亡しないうちから、関係を断ったり、放置することを禁じ、業者の所在により管轄権を「町人は町奉行、地方ハ御代官、道中筋は高木伊勢守、給所方ハ地頭」と規定した⁽³⁾。これを生類憐みの令の本格的開始とする意見がある⁽⁴⁾。したがって道中奉行は、生類憐みの令の実施について、その一翼を担う存在だったことになり、保護政策の検討は、重要な意味を有するといつてよいだろう。

これまで先行研究として、奥州二本松藩の郡山を対象とした松本純子「近世における行き倒れの分析」、上州草津温泉での病死人について、国元との関係を取り上げた高橋敏「近世民衆の旅と行旅病死」、旅人が携行する往来手形の書式に着目した五島敏芳「往来手形考」等があるが⁽⁵⁾、いずれも道中奉行に視点を据えた研究とはいえ、加えて明和4年(1767)12月令までで検討が終わっていて、その後の動向については、取り上げていない。同じ触書でも、再達される場合があり、その際の意図を確認しておく必要がある。

そこで小稿では、道中奉行による旅行者に対する行路途中で発病・死亡の取扱いについて時期ごとに確認し、美濃国中山道における具体例を紹介する。幕府が発した触書は、道中奉行の廻状となって五街道を順達された。綱吉政権期は一通の触書のなかに複数事項が盛り込まれていることがあるので、以下の検討では、該当する箇条だけを取り上げて引用する。

1 元禄期

元禄元年(1688)10月9日、道中奉行の高木守蔵は6か条の廻状を発した⁽⁶⁾。そのなかの第3・4・5条は、旅行者が発病した際の取扱いに関し、次のように規定した。

一頃日道中ニ而旅人或西^(物)參相煩、旅行難成由申もの有之候得者、宿送ニいたし候、たとい其身望ミ申候とも、向後此方へ一応断なく送り申間敷事、

一旅人之病人有之候ハ、随分入念薬等用させ、其者之国所・親類・縁者委細ニ書付、早々我等方へ宿継ニ而可致注進之、其上ニ而此方より可致指図候、若指図無之内、病気快気いたし、独旅行罷成候程ニ候ハ、心次第何方へ成共遣し可申候、左候ハ、其所罷立候刻、其ものに証文致させ、親類・縁者・国所を書付、早速宿次ニ而可差越事、

一自然差図無之内、右之病人相果候ハ、御代官所ニ而ハ手代、私領ハ其所之役人を招、問屋・年寄立合、死骸相改、其上ニ而埋置、雑物等書付、此方へ注進之儀宿継ニ而ハ無用仕、其所之御代官、或地頭より此方へ被相達候様ニ可仕事、

すなわち、③最近、旅行者や社寺参詣人が発病して旅行の継続が困難になった場合、宿送りや国元に送り返しているようだ。本人が希望しても、今後は道中奉行に報告することなく、手配することを禁ずる。④発病した場合は手厚く治療し、病人の居住地や親戚等について道中奉行に報告すること。これをうけて指示を与える。指示が届くまでに快復した場合は、旅行者を出立させてよい。その場合は、本人に証明書を作成させ、道中奉行に報告すること。⑤指示が届かないうちに病死した場合は、支配役所と宿役人の立合のうえで遺体を検案して埋葬する。その際、所持品等の書上を支配役所から道中奉行に報告すること、というものであった。

元禄2年3月23日に発した5か条の廻状のなかの第2・3条で高木は、元禄元年10月9日令後の状況を総括し、改善点を指示した⁽⁷⁾。

一去年十月九日申触候ハ、道中筋におゐて、旅人之病人有之節ハ、其所に留置、入念

を薬等用させ、其者之国所書付可致注進候、其上にて此方より可致差図候、其内本復致候ハ、其身心次第ニ何方へ成共可遣候、左候ハ、其所罷立候刻、其者ニ証文致させ、早速宿継ニ而可差越候旨相触候、然共頃日者道中筋ニ而病人も多ク、少計之気色、或足などを少々痛、当分之儀ニ而五日・十日之内には快可罷立躰之者をも見合不申、宿継ニ而致注進候、依之度々の宿継有之、道中筋所々の痛にも可罷成候、向後も病人致介抱義者、只今之通に随分いたわり、其所に留置致養生とらせ可申候、病人之様子五日・十日之内にハ可致快気とも不相見、又は急病人などは各別、左も無之、当分足の痛、或虫などを痛申候躰之者を宿継ニ而致注進儀者、可為無用候、右族有之節者、随分いたわり、医者等をも掛養生いたしとらせ、病快気候而罷立度と申候ハ、其身心次第に可仕候、左候ハ、罷立候節証文を取、其所之御代官・地頭方より大躰之日積りに被致注進候様ニ可相心得事、

一右書記候通旅人病人留置候所より、其病人之在所へ自然一日路、或二日路程有之、親類・縁者在之段髓相知れ申候は、病人留置候所之問屋・年寄相談之上、飛脚を以其病人之在所江為知、可引取と申来候者、病人并衣類・道具等迄改之相渡し、堅証文を取可申候、其上にて相渡候様子、証文之写等、追而其所之御代官、或地頭より大躰之日積りに被致注進候様ニ可仕候、但、病人の在所へ申通し候義、二日路より過候而ハ可為無用候、然る時者前条之通に相心得可申事、

すなわち、②去年10月9日の廻状において、街道筋において旅行者が発病した場合は、直ちに療養させ、身元を道中奉行に報告すれば指示を与える。短期間で快復した場合は、旅行者の希望にしたがい出発させてよい

が、その場合は証明書を提出させて道中奉行に報告するように、と命じた。ところが最近では病人が多く、体調不良・足痛といった短期間で快復する場合でも報告が相次ぐようになり、却って宿々の負担が加重になる事態を招いている。今後も病人を介抱することは同様であるが、5日、あるいは10日で快復する見込みがない、あるいは急病の場合は別として、足痛等の軽度の症状であれば、報告は必要ない。十分に療養させ、医師の診断をうけさせ、希望すれば出立させること。こうした場合の証明書は、領主役所から適当な間隔で報告すること。③病人の居住地が1～2日の行程である場合は、同所に知らせ、引取を希望する場合は本人はもちろん、衣類・道具までも点検したうえで証明書を作成し、引取の際の次第についても同様にして、領主役所から道中奉行に提出すること。但し、居住地が2日の行程より遠距離の場合は、この限りではない、というものであった。

元禄4年10月14日の8か条の廻状のなかの第6条で高木は、これまでの手続きを確認するために「旅人病人有之時分ハ、只今迄之通り、随分いたわり僉末に仕間敷候、委細之儀は、前々申遣候趣少も無相違相守可申候事」と命じた⁽⁸⁾。

右の廻状が到着する直前の元禄4年10月18日、中山道垂井宿において、次のような「口書覚」が作成された⁽⁹⁾。これは、上記の元禄元年令と同2年令を直接適用した例のなかで、最も年代が近接しているであろう。

口書覚

一上州勢多郡酒井河内守様御知行所百性にて御座候、私共儀参宮相望、同行六人先月廿九日ニ在所罷立、参宮仕、夫より京都一見可仕と存、京へ罷登り参詣仕候故、右六人之内九郎兵衛と申者、道中にて病者ニ罷成故、所々にて介病仕、一昨十六日之晩、愛知川宿ニ泊り、夫より昨晚当宿半兵衛と申所ニ泊り、九郎兵衛

病指詰申ニ付、医者衆頼申候て、色々薬用申候へ共、快気無御座相果申候、依之半兵衛方より各へ被申達候故、何も御出、右死人疵などハ無之かと御會議被成候、然共相残ル五人之内ニ死人之弟八兵衛と申候、何もわか(観文アルカ)く無之候へ共病死仕候、右之通御公儀様へ御注進可被成候由被仰候故、我々御断申入候ハ、左様御座候てハ憚(軽カ)キもの共之儀ニ候へハ、永逗留仕儀、迷惑ニ奉存候、乍案便我々ニ死散為取置被下候様ニと、達て理申候、其通御被仰付忝存候、若重て御公儀様より御會議御座候ハ、我々罷出、各様御念被入候段、何分ニも御断可申上候、其上在所へ罷帰候ハ、死人之親并妻子等ニも、右之段可申聞候、同行之内ニ死人弟も罷有、私共儀も一類共儀ニ御座候へハ、有論(胡亂)ケ間鋪思召被下間敷候、其為口書仕進申候、以上、

元禄四年未十月十八日

上州勢多郡

九兵衛弟

八兵衛 (拇印)

太兵衛 (拇印)

門右衛門 (拇印)

八右衛門 (拇印)

市兵衛 (拇印)

垂井宿 御庄屋 中
御年寄

内容の一部に文意の通じないところがあるが、以下のものであろう。すなわち、上州から京都参詣に出掛けた一行6人のうちの一人が帰路の途中で発病、なんとか垂井宿まで辿り着いたが、同所にて重篤となり、医師の診察を受けたが死亡した。死者の弟が同行者に含まれ、その他にも一類である。手続き通り道中奉行に届け出た場合は、長期滞在を余儀なくされるので、遺体の埋葬を依頼したところ、宿側の了解のもとで実現した。今後、道中奉行から調査が入った場合は、同行者が対応するし、死者の親・妻子に対しても同様に事情

を説明する、というものであった。

元禄6年10月15日、高木は5か条の廻状のなかの第4条で「旅人病人有之節ハ、只今迄之通弥相守り、先條之趣に相心得相違仕間敷候、惣而不依何事物事正路に仕、毛頭非法無之様に相慎可申事」と、これまで通りの法令遵守を命じた⁽¹⁰⁾。

高木は元禄8年8月に免職され、後任には神尾元清が就いた。その神尾は元禄8年9月13日、初政となる13条の廻状のなかの第12条で次のように命じた⁽¹¹⁾。

一旅人病人亦ハ死人有之節、先規之通可取扱之候、病人ハ随分入念薬等用、其もの、国所、親類・縁者委細ニ承、書付可申候、尤病氣致快氣、独り旅行罷成候程ニ候ハ、証文為致、其もの心次第二何方江成とも可遣候、当分少之病氣たりといふ共、養生いたし可遣候、宿送りなどに曾而以仕間敷候、且又養生不叶相果候ものハ、御代官ハ手代、私領ハ其所役人(相カ)を扣、問屋・年寄立合、死骸相改、其上ニ而埋置、雑物等委細相改、書付可指越候、往還ニ倒死候もの弥念を入可致吟味事、

附、注進之儀可任先規事、

ここでは、短期間で快復が見込めるならば、療養させるべきであるにもかかわらず、すぐさま宿送りにしてしまうことを禁じている。おそらく、厄介払いのような事態が頻発していたのであろう。

神尾は、その年の11月晦日にも3か条の廻状のなかの第2条で、道中奉行に対する報告内容に不十分さが見受けられるとして、次のように注意喚起した⁽¹²⁾。

一旅人病人有之節、宿次を以注進候儀、所により不念成事も有之候間、病躰とくと見届ケ、或ハ急病人か、或ハ早速快氣難成、長引可申躰ニ相見、親類呼寄セ相渡遣度程之病人者、宿継を以可申越候、尤親類念を入承届ケ、書付可申越候、当分

之病氣にて、少之内逗留致させ養生仕候而、可致快氣躰之病人ハ、宿次を以不及致注進、随分遂養生、独旅行可罷成程之節心次第為立、此方へ申越儀如先規可仕候事、

この後、同様の内容をもつ廻状は発せられていないから、道中奉行を納得させる程度には改善があったのであろう。

2 享保期

享保18年(1733)5月、道中奉行松波正春と鈴木重倫は、次のような触書を発した⁽¹³⁾。それは、宿々において旅行者が発病、または死亡した際、行程が2日以上になる場合は出身地に通知する必要がないこと、および道中奉行への報告も大体の日数を見積もることを元禄2年に命じておいたが、今後は距離に関係なく通知し、関係者が到着して引取を希望した場合は、証明書を提出させて引き渡す。短期間での快復が見込める場合は療養させ、出立させたいうで道中奉行に報告。重病の場合は、居住地・道中奉行に報告すること。死亡の際、居住地の証明書を所持している場合は、同所へ通知し、遺体の処置は関係者の希望にしたがい、道中奉行にも直ちに報告する。証明書がなく身元不明の場合は、3日間晒し、事情を説明する札を建てたいうで死体は土葬し、道中奉行に報告すること、というものであった。

一宿々にて旅人病人又ハ倒死之者有之節、其者之在所え相届候儀、二日路より余可為無用、此方え之注進も大体之日積を以可申越旨、元禄二巳年相触候得共、旅人病人有之、其者之在所相知候ハ、遠国ニ候共、早速申遣、親類・縁者又ハ所之者罷越、引取度旨申候ハ、証文取、可相渡候、然共当分之病氣、早速快氣も可致体ニ候ハ、於其所随分遂養育、快氣次第出立可為致候、其節此方え之注進、

病人出立之後宿繼を以可申聞候、早速快
 氣難得候か、重キ病氣ニ候ハ、其者之
 在所え早々申遣、此方えも早速可致注進
 候、倒死之者ハ、懷中ニ国所書付等も有
 之候ハ、其在所え申遣、親類・縁者・
 所之者罷越、死骸望次第可任望候、此方
 えも早々注進可申候、在所書付等無之、
 不相知候ハ、其所ニ三日晒置、病人之
 様子書付候て札建置、土葬ニ取納、尤此
 方えも右之訳宿繼を以可申聞候、

右之通、堅可相守、若龜末成仕方有之、後
 日ニ相知候ハ、問屋・年寄は不及申、宿
 中之者共迄可為越度候、此廻状披見之上、
 宿附之下ニ問屋壺人名判いたし、順々ニ遣、
 留り之宿より宿繼を以可相返者也、

享保十八丑年

五月

(道中奉行 松渡正春) 後
 筑 (道中奉行 鈴木重倫) 驛
 飛

身元不明者の立札の具体例として、文政
 13年(1830)8月に可児郡井尻村が掲
 げたものを示す⁽¹⁴⁾。同村は細久手宿と御嶽
 宿の間の村で、御嶽宿の江戸口に接している⁽¹⁵⁾。

建札案

当寅八月八日此所において、いつ方之者共不
 相知乞食躰之男行倒相果候、人相・衣類・
 所持^(箱)臟物之覚

一年齡五十四・五歳計

一面躰丸く太肉、色黒キ方

一耳・目・口常躰、眉濃キ方

一月代・髭濃く白毛交

着類

一浅黄木綿・縮紺 壺

一同細帯

一同下帯

所持

一紙袋 壺ツ

内

きせる 壺本

せに 三文

わん 壺ツ

網代笠

わらじ

じゆす

メ

壺かい

壺足

一連

右之通病死ニ付、御見分相濟、死骸仮埋被
 仰付、所持之品ハ庄屋所ニ預り置候間、存
 当り之方有之候ハ、当村庄屋所え御出可
 引合之事、

文政十三寅

八月

可児郡井尻村

庄屋

人相・衣類・所持品が詳細に記載してある。
 丁度、文政のお蔭参りの時期にあたるから⁽¹⁶⁾、伊勢を目指した人物かも知れない。そ
 うであるならば、施行をあてにしていた旅の
 可能性が高い。

享保20年6月27日、道中奉行杉岡能連
 と鈴木重倫は、享保18年5月令の改善点を
 取り上げた次のような廻状を發した⁽¹⁷⁾。

宿々にて旅人病人有之、其者之在所え
 申遣候、此類之入用ハ宿中割合可出事ニ
 候処、其病人之宿いたし候ものより、不
 残為出候宿も有之由相聞候、右入用其病
 人又ハ在所より差出候ハ、格別、無左候
 ハ、自今弥宿中以割合可差出事、

一道心者体廻国之類倒死之時、怪敷儀も無
 之、懷中ニ何国にて相果候とも、其所え
 葬候様ニ、本寺・触頭、其在所之寺院、
 或ハ親類等之慥成書付有之候ハ、前々
 之通在所え弥相届候ニ不及、其所え取置
 可申事、

右は三ヶ年以前丑五月相触候得共、自今書
 面之通可相心得候、其外之儀は只今迄之通
 たるへく候、此廻状披見之上、宿付之下ニ
 問屋名判いたし、順々相廻し、留り之宿よ
 り宿次を以て可相返者也、

享保二十年

卯六月廿七日

(道中奉行 杉岡能連) 渡
 佐 (道中奉行 鈴木重倫) 驛
 飛

すなわち、①病人の宿賃と医療費について、
 病人自身か関係者からの費用負担がない場合

は、割合に応じて宿中で負担すること、②道心者・廻国修行者、およびこれに類する旅行者については、死亡時の取扱いについて記載がある証明書を所持している場合は、出身地に届けることなく埋葬することを許可する、というものであった。

ここでいう死亡時取扱い規定のある往来一札を次に示す。御嶽宿の住人が妻子と一緒に信濃善光寺を目指した際のものである⁽¹⁸⁾。

往来一札之事

一私共妻子三人之者御願ニ付、此度信州善光寺如来様え参詣仕候儀御座候処、此者宗旨ハ代々禪宗中切村正願寺^(那)檀御座候、何卒国々御番所・御関所無相違御通し可被成下候様奉願上候、若又行暮難洪之節ハ、任御願ニ、一夜之宿御貸し可被下候様仕度奉願上候、万々一病死等仕候ハ、其御村方之御沙法^(作)ニ御取計可被下候、仍て往来一札如件、

文久三年 濃州可児郡御嵩村
 亥二月 右太郎
 同国同村 役人中

宿々

村々

御役人衆中様

死亡時取扱い規定のほか、旅行目的、途中でトラブルに遭遇した場合の助力要請、さらには宗旨と檀那寺を記載した典型的な往来一札である。

3 明和期

明和4年(1767)12月、次のような触書が策定された。これは、翌5年正月18日付で、道中奉行安藤雄惟・池田政倫の廻状として五街道に発せられた⁽¹⁹⁾。

東海道、中山道、甲州道中、日光道中、奥州道中、右宿々旅籠屋ハ勿論、脇往還其外之村々にて宿を取候旅人煩候ハ、

其所之役人立合、医師を懸、療養を加置、其旨御料は御代官、私領は領主、地頭え相届、五街道は道中奉行えも宿送を以致注進、右旅人早速快無之趣ニ候ハ、其もの在所之村役人等え申遣、親類呼寄、対談之上可任存寄、若療養も不加、宿継・村継杯にて送出候儀願るニおゐてハ、五街道は旅籠屋、問屋、年寄、其余之村々は致宿候もの、村役人ともえ急度御仕置可申付候、

一右之外通り懸り相煩候旅人も、其所之役人立合、医師を懸、療養を加、勿論懐中ニ往来手形有之候哉相糺、御料は御代官、私領は領主、地頭え致注進、右病人早速快気無之趣にて、在所え帰度候得共、路用貯無之間、送届呉候様申候ハ、書付取之、其最寄支配之役所有之候ハ、訴之、差図を請、又は支配之役所無之場所は、其旨致注進置、所之役人共得と遂相談、右病人頼之趣認相添、次村え駕籠にて送り、夫より次之村にて、病人之様子次第服薬為致、同様取計、在所え可返遣、

但、旅人申立候在所え送届、万一其在所之ものニ無之候ハ、不取逃様其所ニ留置、其筋え可訴出、

一途中にて相果候ハ、次村え不継送、支配之役所え致注進、其所にて仮埋ニ致し置、其者之在所親類・村役人も懸合候上、其所ニ葬候とも望ニ任へし、若道心者・廻国之類杯、懐中ニ何国にて相果候とも、其所え葬候様本寺・触頭、其在所之寺院、或親類等慥成書付有之候ハ、支配之役所え訴之、在所え相届ニ不及、其所え可取置、勿論最初より行倒相果罷在候節之取計も同様之事、

右之通相心得、万一療養も不加、或内々ニて於継送ニは、是又急度御仕置可申付候、一都て右類之諸入用は、享保二十卯年五海道え相触候通、病人又は在所より差出候ハ、格別、無左候ハ、宿割・村割ニ

致へし、
右之趣、可相守者也、

十二月

右之通相触候間、可被得其意候、

その内容は、①五街道の旅籠屋ばかりでなく、脇往還等において宿泊した旅行者が発病した場合は、宿村役人が立合いのうえで、医師の治療を行う。これについては領主役所に届け、道中奉行に報告する。短期間での快復が見込めない場合は、居住地に連絡して関係者を呼び寄せ、相談のうえで取扱い方を決定する。治療することなく、宿村送りにして送り出した場合は、旅籠屋と宿村役人を処罰する。②宿泊予定でない旅行者が発病した場合でも、役人立合のうえで医師による治療を行い、往来手形の所持を確認して、領主役所に届け出る。短期間で快復する見込みがなく、病人が帰郷したいと希望した場合、所持金がないことを理由に宿村送りを依頼した場合は、証明書を提出させ、役所に届け出たうえで、駕籠で送り出す。その際、症状に応じた治療を行うこと。病人の居住地が虚偽の申告であった場合は、その場で留置して関係役所に報告する。③途中で病人が死亡した場合は、その地の支配役所に報告して埋葬し、居住地の親類・村役人と調整すること。道心・廻国修行の者で死亡時の取扱い方を記した証明書がある場合は、領主役所に届け出たうえで埋葬してかまわない。これは、死亡して発見した場合も同様である。④諸費用については享保20年5月令と同様、というものであった。

ここでは、五街道の旅籠屋を含め、脇往還等で宿泊した場合というように、宿泊施設をも政策対象として位置付けている。低額で宿泊できる木賃宿をも含んでいたことであろう。

発令直後の具体例を挙げる。明和7年(1770)6月24日、肥後国から善光寺を目指した一行3人のうちの一人が可児郡井尻村で発病し、結局死亡するという出来事があった時のものである⁽²⁰⁾。

一札

今般御当村にて病死仕候宇蔵儀、肥後国芦北郡湯浦手水上内野村之者、私共兩人も同国同在所にて御座候処、善光寺え参詣仕度、当春国本^(元)同道仕罷出申候ニ、今月十八日御当村え参り候て煩ひ付、最早先キえ行参り不申、夫より御当村之御世話ニ預り、往還通ニ小屋も懸ケ被下、御薬杯も度々被下候間、兩人共昼夜付添ひ介抱仕候得共、老人之儀ニ御座候得は次第々々ニ相弱、今朝病死仕候ニ付、段々之御苦勞ニ御座候得共、御当地三昧ニ埋置申度奉願候、今般病死仕候者も私共兩人も宗旨ハ代々浄土真宗、旦那寺ハ同国同郡恩徳寺にて慥成者ニ御座候間、何卒御当地三昧ニ埋申度儀達て御願申上候得は、御聞届ケ被下忝、則御村方よりも御手伝被下、御願にて取置申候て忝次第ニ奉存候、御役所表御達之儀は私共達て御断申上、御村方御内分ニ被成下取置申度旨奉願候所、是以御聞届ケ被下忝奉存候、私共兩人病中付添居申候て、死後ニも一札指上置申候上ハ、以後御村方え何方よりも少も故障無御座候、尤宇蔵往來一札御預ケ置申候、為後日仍て如件、

明和七年 肥後国芦北郡手水内野村
寅六月廿四日 浜四郎(印)
同国同郡同村
久 蔵(印)

濃州可児郡井尻村
御役人衆中

ここでは規定にしたがわず、領主役所に届け出ないで埋葬したことが記載されている。その理由について、明示されていない。それは、次のようなものであった。

すなわち、天明5年(1785)5月23日、伊勢松坂を訪問した後に京都へ赴いた江戸の浜田屋利平の隠居が大井宿で病死した際、同行した隠居の孫や道中支配人等が大井宿に提出した一札には、領主役所である「尾州様御役所え御達シ可被成候様被仰聞候、左候ては、

日数等相掛り私共甚難儀ニ奉存候ニ付、何卒御内分にて御済被下、当所三昧ニ埋させ被下候様達て御願申上候処、御聞届被成下忝奉存候」とある⁽²¹⁾。正規の手続きを踏んで、日程が延びるからであった。

4 寛政・天保期の再達

寛政11年(1799)8月27日、幕府代官野田文蔵は道中奉行が再達した明和4年12月令を甲州道中内藤新宿と中山道板橋宿に示し、これを先々宿々に申し継ぐことを命じて請書を提出させた。中山道大井宿には、その廻状が書き留められて残っている⁽²²⁾。

天保8年(1837)5月6日、道中奉行の内藤矩佳と初鹿野信政は、享保18年5月令・同20年6月令・明和4年12月令を再達した。これをうけ、幕府代官山本大膳は中山道と美濃路、日光例幣使道の各宿と間の村に対して廻状を發した。この際、道中奉行は再達の意図を次のように説明した⁽²³⁾。

道中筋宿々去申違作以来、旅人病人亦者倒死之者多有之由、右様之儀有之候節、取計方不行届庵末ニ仕成、見苦敷躰も有之趣相聞、右躰之儀者有之間敷苦之処、如何之事ニ候、既ニ別紙之通享保之度、明和之度、相触置候趣も有之処、心得方致違失深切無之儀略之取計ニ相聞候間、先年相触候趣宿方者勿論、間之村々迄も急度可相守候、若以後等閑之取計於有之者可沙汰者也、

それは、折からの天保飢饉の影響で、街道筋で旅行者の発病や死亡が多発しているにもかかわらず、その取扱い方が不適切で、このまま放置できない、というものである。そこで今回は、間の村にも厳格な処置を促している。次に可児郡井尻村の例を挙げる。

天保2年(1831)4月、若狭国を立出た千右衛門と女房、その子供2名は可児郡井尻村に到着した。同家は浄土真宗を信仰し、二十四輩巡拝を目的とした旅の途中であった

が、同地で女房が4月4日、続いて千右衛門が同月6日に発病した。これをうけ村役人は、次の書類を作成した。①旦那寺が発行した「往来手形一札之事」の写、②発病した夫婦に対する治療の結果、歩行は困難であるが、帰国を希望していることを記した領主役所宛の「乍恐奉願上候御事」、③井尻村役人が事情を説明した千右衛門の居住地庄屋宛の手紙、④自らの希望が叶ったことを記した千右衛門から井尻村役人宛の礼状にあたる「口上書一札」である⁽²⁴⁾。このうち③は次のような内容であった。

以切紙致啓上候、未^(本脚力)洪意候得共、弥御安全可被成御勤半と珍重之御儀奉存候、然は其御村千右衛門と申仁、夫婦并ニ子供兩人二十四輩巡拝罷出候趣にて、当月六日当村迄罷越候処、右千右衛門女房義病氣差発行倒申候、同八日より千右衛門病氣差発申候ニ付、右兩人共旅宿申付、医師相かけ服薬等為致候処、追々順快ニハ候得共、歩行ハ難相成趣、然処国元え帰り度候得共、路錢等遣ひ切難洪ニ及び候間、宿村継にて国元え送り遣し呉候様達テ相頼候ニ付、右之段御支配御陣屋え御達申上候処、御吟味之上、駕籠にて旅行可相成病人之儀ニ候ハ、病人申聞候通り宿村送りを以、送り遣候様被仰渡候間、送り遣申候、其村え無故障着被致候ハ、其段幸便ニ御申越し御座候様致度、如斯ニ御座候、以上、

卯四月

尾州御領

濃州可児郡井尻村

庄屋

壮右衛門

組頭

庄 蔵

酒井若狭守様御領分

若州遠敷郡安賀里村

御庄屋衆中

井尻村役人が領主役所の指示に基づき、駕籠を利用する宿村継で快復途中の旅行者を送り出した。それは旅行費用を使い果たした旅

行者の希望であった。宿村継の費用は、当面宿村負担になる。こうした場合に利用される駕籠を合力駕籠と称した。

文化8年(1811)閏2月8日、赤坂宿役人は前々日の6日に「宿々御合力駕籠」で到着した美濃国郡上郡ため谷村の姉妹2名のうちの姉が死亡したことを領主役所に届け出た。その届書である「乍恐御注進之覚」によれば、姉妹は京都に仏参に赴いた帰路にあり、死亡者は既にその途中で発病していた。同宿では到着次第に旅宿を用意し、医師による治療を試みたが落命した。姉妹の風体は「乞食躰」とあり、十分な費用を準備しないままの旅行であったと推測できる⁽²⁵⁾。

一札之事

私共儀、今般兄弟連にて京都へ仏参仕候処、下向之節、姉とく儀、途中より病氣ニ御座候ニ付、宿々御合力駕籠にて当駅迄参り候処、及暮候ニ付、旅宿御願申上候処、被仰付難有奉存候、然ル処姉儀服薬等御世話被下候処、療養不相叶、昨七日暮六ツ時相果申候ニ付、御領主様へ御注進被下候ニ付、御検使被成御越、死骸御見分被成下候処、全病死ニ相違無御座候、此上は何卒死骸取片付候様相頼申上候処、則御当所法泉寺御焼香被下難有奉存候、右姉とく儀ニ付、少も故障無御座候、若外より故障之儀申立候者御座候ハ、私罷出急度申明仕、宿御役人中へ聊御難渋懸ケ申間敷候、為後日一札、仍而如件、

年号月日 青山大蔵少輔領分

美濃国郡上郡ため谷村

とく妹

きよ

赤坂宿

御役人中

一人になった妹が、出立にあたり赤坂宿役人に提出した「一札之事」の写で、この空白部分には死亡者の所持品を残らず請け取った旨の一札も書き込まれている。

おわりに

以上、旅行者の行路途中での発病・死亡の取扱いについて、時期別に検討した。要約をもって結びとしたい。道中奉行は元禄元年(1688)10月、発病した場合は宿々から直接、道中奉行へ報告すること。死亡した場合は領主役所からの報告を義務づけた。治療については宿々が誠意を尽くすことを求め、居住地への通知も義務づけた。病気快復後の出立については旅行者の意志に任せ、その際の報告も義務づけた。同2年3月令では、前令に基づき道中奉行への報告が急増したことを是正するため、軽度の病気での報告は無用とし、短期間で快復しない場合か、急病に限り報告することを求めた。旅行者の居住地への通知も近距離という制限を付したのである。この後はこの基本政策をはずれた場合を是正する措置だけを講じている。要は、道中奉行への報告義務づけ、居住地への制限付き報告義務づけである。

享保18年(1833)5月令では、元禄2年3月令を改定し、発病・死亡時には、距離に関わりなく居住地へ通知することを義務づけ、死亡者が身元不明の場合についても規定した。享保20年6月令は、旅行者本人、あるいは関係者による費用弁償が困難な場合は、規定にしたがった割合負担を命じた。さらに社寺参詣を目的とした死亡者の場合には、遺体取扱い規定のある書類を所持していれば、これまで通り居住地への通知なく埋葬できることを追認した。要は、居住地への無制限報告義務づけと死亡者の取扱い規程と費用弁償の明確化である。

明和4年(1767)12月令は、道中奉行が管轄する五街道を含むすべての街道筋における旅行者の発病・死亡に対し、これまでの規定の遵守を命じることを基本内容とし、領主役所への報告を中心に据え、五街道につ

いては道中奉行への報告も義務づけた。そして、治療なしでの宿継・村継を禁止した。さらに、旅費を使い果たした場合は駕籠を利用した宿継・村継を要請したが、居住地について虚偽の申告があった場合は、到着地での身柄確保と訴訟を規定した。宿継・村継途中で死亡した場合は、死亡して発見した場合と同様とした。要は、元禄・享保と整備し続けてきた法体系の完成形である。「往来手形」という語句もはじめて登場した。これ以降、旅行者の発病・死亡についての法文上の変更はない。

道中奉行は寛政11年(1799)8月と天保8年(1837)5月に関係法令を再達した。このうち後者の場合は、道中奉行自身が言明したように天保飢饉による体力不足の街道利用者の増加に対応したものであった。享保18年5月・同20年6月令について、五島氏は享保飢饉の影響を指摘している⁽²⁶⁾。天保8年5月令の再達には前例があったことになる。

註

- (1) 拙稿「貞享2年5月4日の宿駅取締り令と三河吉田藩の対応」『愛知大学総合郷土研究所紀要』第56輯(愛知大学総合郷土研究所、2011年3月)。
- (2) 陸上交通と生類憐みの令の関わりについては、渡辺和敏氏執筆『舞阪町史』上巻(〔静岡県浜名郡〕舞阪町、平成元年9月)404～406頁。
- (3) 『御触書寛保集成』(岩波書店、昭和33年1月第2刷)792・2902・2256号。
- (4) 『新版 日本史年表』(岩波書店、1984年6月)には、貞享4年1月の項目に「幕府、生類憐み令を出す」とある(176頁)。松尾美恵子「生類憐みの令」『国史大辞典』第7巻(吉川弘文館、昭和61年11月)が、同令の最近の評価を知るには便利である(654頁)。
- (5) 松本純子「近世における行き倒れの一分析」

『日本歴史』第651号(吉川弘文館、2002年8月)、高橋敏「近世民衆の旅と行旅病死」『沼津市史研究』2(沼津市教育委員会、1993年)、五島敏芳「往来手形考」『史料館研究紀要』第29号(国立史料館、1998年)。

- (6) 「御公義并従本寺御廻状写帳」『大府市誌』資料編宗教(大府市、平成元年3月)135～136頁。同文のものが「道中御奉行様御條目写」『細江町史』資料編5(〔静岡県引佐郡〕細江町、昭和60年3月)75～76頁にある。一連の触書が中山道にも触流されたことは、「御規矩便覧」乾、波田野富信編『中山道交通史料集』1御触書の部(吉川弘文館、昭和57年2月)42～44頁から確実である。
- (7) 愛知大学総合郷土研究所蔵渡辺家文書目録番号B1062。同文のものが「道中御奉行御條目写」『細江町史』資料編5(〔静岡県引佐郡〕細江町、昭和60年3月)78～81頁にある。
- (8) 「道中御奉行御條目写」『細江町史』資料編5(〔静岡県引佐郡〕細江町、昭和60年3月)86～88頁。
- (9) 『新修 垂井町史』史料編(〔岐阜県不破郡〕垂井町、平成6年8月)361～362頁。
- (10) 「道中御奉行御條目写」『細江町史』資料編5(〔静岡県引佐郡〕細江町、昭和60年3月)91～92頁。
- (11) 「道中御奉行御條目写」『細江町史』資料編5(〔静岡県引佐郡〕細江町、昭和60年3月)95～97頁。
- (12) 「道中御奉行御條目写」『細江町史』資料編5(〔静岡県引佐郡〕細江町、昭和60年3月)98頁。
- (13) 『御触書寛保集成』(岩波書店、昭和33年1月第2刷)1287号。
- (14) 『御嵩町史』史料編(御嵩町、昭和62年3月)592～593頁。引用にあたり、中山道みたけ館において史料を照合して訂正した箇所がある。そのための調査には、愛知大学総合郷土研究所から費用の支給をうけた。
- (15) 「中山道宿村大概帳」、児玉幸多編『近世交通史料集』(吉川弘文館、昭和46年3月)415頁。

- (16) 文政のお蔭参りについては、新城常三『新稿 社寺参詣の社会経済史的研究』（塙書房、昭和57年5月）1345～1347頁。
- (17) 『御触書寛保集成』（岩波書店、昭和33年1月第2刷）1228号。
- (18) 『御嵩町史』史料編（御嵩町、昭和62年3月）588頁。
- (19) 『御触書天明集成』（岩波書店、昭和33年5月第2刷）2438号、『中山道熊谷駅 定助郷古今趣旨書留』埼玉県史料集第5集（埼玉県立浦和図書館、昭和47年1月）223～224頁。
- (20) 『御嵩町史』史料編（御嵩町、昭和62年3月）589～590頁。
- (21) 『岐阜県史』史料編近世7（岐阜県、昭和46年3月）504～505頁。
- (22) 『恵那市史』史料編（恵那市、昭和51年3月）718～720頁。
- (23) 『中山道熊谷駅 定助郷古今趣旨書留』埼玉県史料集第5集（埼玉県立浦和図書館、昭和47年1月）221～224頁。
- (24) 『御嵩町史』史料編（御嵩町、昭和62年3月）591～592頁。
- (25) 『岐阜県史』史料編近世7（岐阜県、昭和46年3月）506～507頁。
- (26) 五島前掲論文183頁。

